

福島県及び市町村オープンデータカタログサイト構築及び保守・運用業務 公募型プロポーザル募集要領

1 委託業務の概要

(1) 業務名

福島県及び市町村オープンデータカタログサイト構築及び保守・運用業務

(2) 業務概要

E B P M推進のためのデータ利活用を阻害する要因となっている、「既存の各種統計データ等の散在」、「データ形式の不統一」を解消するため、福島県及び市町村が保有するデータをC S Vなどの利活用しやすい形式で一括して掲載できるオープンデータカタログサイトを開設する。

(3) 業務仕様

別紙「福島県及び市町村共有オープンデータカタログサイトの構築及び運用・保守業務委託仕様書（案）」（以下「仕様書（案）」とする。）のとおり

(4) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

2 見積限度額

2,492,600円（消費税及び地方消費税の額を含む）

3 スケジュール

項 目	日 程
募集公告	令和8年7月23日（木）
質問受付期限	令和8年8月 4日（火）17時まで
質問に対する回答期限	令和8年8月 6日（木）17時まで
参加申込書の提出期限	令和8年8月10日（月）17時まで
企画提案書等の提出期限	令和8年8月17日（月）17時まで
一次審査（書面）結果通知	令和8年8月中旬予定
二次審査（プレゼンテーション）	令和8年8月下旬予定
審査結果通知	令和8年8月下旬予定
契約締結	令和8年8月下旬予定

4 プロポーザル参加者の資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

- (2) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
 - ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- (5) 県税を滞納している者でないこと。
- (6) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

5 質問の受付及び回答

本プロポーザルについて質問がある場合は、質問書（第 1 号様式）を以下により提出すること。

- (1) 提出期限
令和 8 年 8 月 4 日（火）17 時まで（必着）
- (2) 提出方法
電子メールにより提出すること。また、メール送信後に送付した旨を担当課へ電話連絡すること。なお、電話による質問には応じない。
- (3) 質問に対する回答
質問に対する回答は、統計課のホームページで令和 8 年 8 月 6 日（木）17 時ま

でに掲載する。

6 参加申込書の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、公募型プロポーザル参加申込書（第2号様式）を以下により提出すること。

（1）提出期限

令和8年8月10日（月）17時まで（必着）

（2）提出方法

電子メールにより提出すること。また、メール送信後に送付した旨を担当課へ電話連絡すること。

7 企画提案書等の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、参加申込書の提出を行った上で、企画提案書等を以下により提出するものとする。

（1）提出書類（企画提案書等）

- ア 企画提案書（A4版、任意様式）
- イ 見積書（A4版、任意様式）
- ウ その他企画提案を説明するのに必要な書類
- エ 事業者概要書（第3号様式）
- オ 業務実施体制書（第4号様式）

（2）提出期限

令和8年8月17日（月）17時まで（必着）

（3）提出方法

県の指定するストレージサービスに PDF ファイルとした提出書類をアップロードすることにより提出すること。ストレージサービスの URL 等については参加申込書を提出した者に個別に連絡する。また、アップロード後に電話にてアップロードした旨を連絡すること。

8 企画提案書の作成に関する事項

（1）企画提案書等の作成に係る留意事項

- ア 仕様書（案）中、委託業務内容に記載している各業務が、円滑かつ着実に遂行できる具体的な提案を行うこと。
- イ 仕様書（案）に記載されている各業務の実施方法について、具体的に提案すること。
- ウ 記載は簡潔明瞭であること。文書を補完する図表、写真等を適宜使用すること。
- エ 企画提案書は1参加者につき、1提案書とする。

オ 企画提案書の様式は任意様式とする。ただし用紙はA4判で統一すること。用紙の方向（縦横書）は問わない。

カ 企画提案書等の再提出は提出期限内に限り認める。

キ 企画提案書等の作成及び提出等に係る費用は提案者の負担とする。

（2）企画提案の無効

次のいずれかに該当する企画提案は無効とする。

ア 企画提案書を提出した者が「4 プロポーザル参加者の資格要件」に定める要件を満たしていない場合。

イ 見積金額に消費税及び地方消費税を加えた金額が、「2 見積限度額」に定める金額の上限を超える場合。

ウ 同一の者が2つ以上の企画提案書を提出した場合。

エ 企画提案書等の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合。

オ 虚偽の内容が記載されている場合。

9 審査及び結果の通知

業務委託予定者の選定は、別途設置する「プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が行う。審査委員会は、提案書等を総合的に評価し業務委託予定者を選定する。

なお、「10 審査に関する事項（2）採用基準点」による一次審査の通過者が一者だった場合は、その企画提案者を業務委託予定者とし、二次審査は省略する。

（1）一次審査（書面審査）

提出のあった企画提案書等について書面審査を行い、上位3者程度を二次審査の対象者として選定する。

（2）二次審査（プレゼンテーション審査）

ア オンラインにより実施。開催日時等については、一次審査の結果通知とあわせて通知する。

イ プレゼンテーションは25分以内（15分以内の説明、10分程度の質疑）とする。

ウ 提出された企画提案書に基づくプレゼンテーションを行うこと。その他説明用に参考資料の持ち込みは可とするが、追加資料の配付は認めない。

（3）結果の通知

一次審査、二次審査ともに、プロポーザル参加者全員に審査の結果を通知する。

10 審査に関する事項

（1）審査基準および配点

別紙評価基準のとおり。

(2) 採用基準点

評価得点の6割以上を企画採用基準点とする。

11 契約等に関する事項

(1) 契約書

県は、審査委員会が選定した契約相手方候補者と業務履行に必要な具体的な協議を行い、協議が整った場合は、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）に定める随意契約の手続により、契約相手方候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認するなど見積書の内容を精査の上、契約書を取り交わすものとする。契約相手方候補者と協議が整わない場合は、順位点の合計が2番目に高かった者と改めて協議を行う。

(2) 契約保証金について

契約相手方となった者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、福島県財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

(3) 契約に関する条件等

受託者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。業務の一部を第三者に委託する場合は、事前に県と協議して了承を得ること。

(4) 委託料の支払い方法

原則業務完了後、精算払いとする。契約相手方候補者との協議により一部前金払をすることができる。

12 その他

(1) 提出された書類は返却しない。

(2) 提出された書類は、候補者の選定作業以外には使用しない。

(3) 提出された書類の記載内容等を確認するため、提案者等に問い合わせをすることがある。

(4) 公募型プロポーザル参加申込書（第2号様式）提出後に辞退する際は、辞退届（任意様式）を提出すること。

(5) 提出書類の著作権は、それぞれの提出者に帰属する。ただし、県は必要に応じて審査等のため複写するとともに、契約相手方の決定後の公表等において全部又は一部を無償で使用できるものとする。

(6) 第三者からの企画提案書の開示請求に関しては、企画提案書の提出者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため開示しない。（福島県情報公開条例（平成12年福島県条例第5号。以下「条例」という。）第7条第3号アに該当）

(7) 企画提案書の提出者自身の評価結果の順位及び評価点数に関しては、通知日の翌日から2週間以内の書面（任意様式）による提出者自身の申し出により、開示するものとする。

(8) 企画提案書に基づく履行ができなかった場合は、契約金額の減額、損害賠償、契約の解除、違約金などの措置を行う場合がある。

13 問い合わせ及び各種書類の提出先

〒960－8670

福島県福島市杉妻町2－16（福島県庁本庁舎5階）

福島県企画調整部統計課（担当：佐賀）

電話：024－521－7143

E-mail：toukei@pref.fukushima.lg.jp